給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎ 異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

注意点

1. 黒のボールペン又はペンで記入してください。
2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入し
3. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新しい勤務
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は
ただし、当該従業者等の同意がある場合には、前勤務先から新しい勤務先へ
新しい勤務先では「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記入し、一月一日現
4. 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、

相模原市長	5 年 9 月 2 日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒 252 － 5277 相模原市中央区中央 2-11-15	特別徴収義務者指定番号	160004
		宛名番号	1
フリガナ	マルマル　カブシキカイシャ	担当者連絡先 課・係	経理課
氏名又は名称	○○株式会社	氏名	相模　花子
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として右詰めで記載	電話	042－754－1111（内線1234）

給与所得者												
フリガナ	サガミ　ハラコ	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	相模　原子（旧姓　）						
生年月日	昭和44 年 8 月 1 日						
個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	120,000 円	6 月から 8 月まで 30,000 円	9 月から 5 月まで 90,000 円	5 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入）1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他（事由・理由）	3（右から番号を記入）1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）番号により下の欄を記入
受給者番号	123123						
1月1日現在の住所	相模原市南区相模大野6-22-1						
異動後の住所	相模原市緑区西橋本5-3-21						

個人住民税の特別徴収に関する「神奈川県統一基準」

平成28年以降、神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められています。

【普A】特別徴収すべき従業員の方が2人以下
【普B】他の事業所で、特別徴収を行っている方（例:乙欄適用者）
【普C】給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（例:年間の給与支給額が100万円以下）
【普D】給与の支払が不定期な方（例:給与の支払が毎月でない）
【普E】個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方

8月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額) 120,000円（6月から翌年5月分）
(イ)徴収済額 30,000円（6月から8月分）
(ウ)未徴収税額 90,000円（9月から翌年5月分）
↑
普通徴収税額

…へは、月割額＿＿＿＿円を
（翌月10日納入期限分）から
…するよう連絡済みです。

…、一括徴収の申出があったため
…特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記(ウ)と同額）
月　日	円

左記の一括…月分…月10日…納入します。

3. 普通徴収の場合

理由 1（右から番号を記入）
1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和　　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

3. 普通徴収を選択していただき、下段の「3. 普通徴収の場合」の欄にも該当する項目を記入してください。

異動の事由」が「7. その他」の場合は、「神奈川県統一基準【普A】～【普E】」のいずれかの理由を選択し記入してください。

【提出先】 〒252－5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所 市民税課　※異動があった場合は、原則としてその翌月10日までに提出願います。